

ドミニカ国の入国規制措置（8月22日更新）

ドミニカ国政府は、政府ホームページ上で同国の入国規制措置を以下のとおり更新しました。

- 1 新型コロナウイルスワクチン完全接種及び同未接種の渡航者に対する到着前検査は廃止。
- 2 新型コロナウイルスの症状がある渡航者に対する到着時の検査は廃止。

同国訪問予定の皆様におかれましては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：ドミニカ国政府ホームページ

<https://discoverdominica.com/travel-advisory-for-dominica>

<http://dominica.gov.dm/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号1-868）628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。